

# 一般社団法人熊本県建設業協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県建設業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建設業を技術的・経済的及び社会的に向上させる事業を行い、建設業の健全なる発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本会正会員で構成する各熊本県建設業協会支部・部会（以下「支部・部会」という。）と連携協力し事業を実施する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業の経営の改善及び技術の向上並びに環境・安全対策の推進に関する調査研究
- (2) 建設業の人材の確保・育成及び労働災害の防止に関する調査研究
- (3) 建設業に関する法制及び施策に関する調査研究
- (4) 建設業に関する情報、資料の収集及び提供
- (5) 建設業の社会的使命の重要性に関する啓発及び支援
- (6) 講演会、研修会等の開催
- (7) 行政機関及び関係諸団体に対する提言、要望及び意見具申
- (8) 公益を目的とする団体に対する支援
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、熊本県内において行う。

### 第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 建設業法に基づき国土交通大臣又は熊本県知事から建設業の許可を受けた個人又は法人のうち熊本県内に主たる事務所を有するものであって、次条の規定により本会の会員となった者。

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は法人であって、次条の規定により本会の会員となった者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定めるところにより会費及び入会金を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することで、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から 1 週間前までに

理由を付して当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 建設業法上の許可業者で無くなった場合、または熊本県内に主たる事務所が無くなった場合。
- (2) 第 7 条に規定する会費の納入を怠り、本会からの催告後 30 日を経過してもなお、その義務を履行しないとき（ただし、催告は当該年度終了後 1 箇月を経過した後に行う。）。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し（個人のみ）、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任

- (4) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会日より 2 週間前までに正会員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員の全員の同意があるときは招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事である副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に行使させることができる。この場合において、その正会員は当該総会に出席したものとみなし、当該正会員の議決権の数は第18条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
  - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事、14名以内を常任理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議により次の各号の全てを満たす者の中から選任する。ただし、会員以外の学識経験等を有する者のうちから若干名を選任することができる。

(1)正会員（法人である場合はその代表者）であること。

(2)本部又は支部・部会からの推薦があること。

2 各理事について、当該理事及びその理事の配偶者又は 3 親等以内の親族その他その理事と一定の特殊の関係のある理事の合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 会長及び代表理事である副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 副会長のうち代表理事ではない者、専務理事・常務理事及び常任理事は、会長が理事の中から選定する。

5 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 国会及び地方議会に議席を有する者は、本会の理事及び監事に就任することはできない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事である副会長は、会長を補佐するとともに、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

4 代表理事でない副会長は、会長及び代表理事である副会長を補佐する。

5 専務理事・常務理事及び常任理事は、会長及び副会長を補佐する。

6 会長及び代表理事である副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残存期間とする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第 28 条 本会は、役員が法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び代表理事である副会長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会日の 5 日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び代表理事である副会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければな



らない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第 7 章 常任理事会

(構成)

第 35 条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長・副会長・専務理事・常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会への提案事項の協議
- (2) その他理事会が定める事項

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 37 条 会長の諮問にこたえ、本会の調査・研究及びその他の事業のため次の委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
  - (2) 労務対策委員会
  - (3) 土木委員会
  - (4) 建築委員会
  - (5) 安全安心委員会
- 2 委員は、各支部・部会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 必要に応じ専門委員会を置くことができる。
- 4 委員会規程は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第 9 章 顧問・相談役

(顧問及び相談役)

第 38 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は第 25 条の規定を準用する。
- 4 顧問及び相談役は重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

## 第 10 章 会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、後日総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号の書類については、定時総会に報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 13 章 事務局その他

(職員)

第 47 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長その他重要な使用人は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長及び代表理事である副会長は、次のとおりとする。  
会長 橋口光徳  
副会長 坂田信介
- 4 社団法人熊本県建設業協会の定款は、附則第 2 項に規定する解散の登記の日に廃止する。

1. 平成 24 年 8 月 29 日臨時総会議決
2. 平成 26 年 5 月 19 日通常総会改正
3. 令和 2 年 5 月 18 日通常総会改正